

条 例

議会の議決を経た「千曲市保育所条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年6月30日

千曲市長 小川 修一

千曲市条例第24号

千曲市保育所条例の一部を改正する条例

千曲市保育所条例（平成15年千曲市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の千曲市保育所条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。